

# 赤ちゃんが生まれたら

## 出生届

出生届はお子さんの誕生日を含めて14日以内に戸籍住民課または地区市民センターに提出してください。

〈持ち物〉届出書1通(届出書についている出生証明書に医師による証明が必要です。),届出人の印鑑,母子健康手帳

問合せ先 戸籍住民課 ☎059-382-9132 FAX:059-382-7608

## 健康保険への加入

親が国民健康保険に加入している場合,お子さんも国民健康保険に加入する手続きを行ってください。社会保険などに加入している方は勤務先などで手続きを行ってください。

問合せ先 保険年金課 ☎059-382-7605 FAX:059-382-9455

## 児童手当

児童手当は中学校修了前の児童(15歳に到達した日以降の最初の3月31日までの間にある児童)を養育している父母などに支給されます。誕生日の翌日,または転入前の住所地での転出予定日の翌日から15日以内に,子ども政策課または地区市民センターで手続きを行ってください。公務員の方は勤務先で申請してください。

問合せ先 子ども政策課 ☎059-382-7661 FAX:059-382-9054

## 子ども医療費助成

中学校修了前の児童(15歳に到達した日以降の最初の3月31日までの間にある児童)の保険診療による医療費の自己負担額が助成されます。誕生日または転入日から1か月以内に,福祉医療課または地区市民センターで手続きを行ってください(ただし,所得制限があります。)

問合せ先 福祉医療課 ☎059-382-2788 FAX:059-382-9455

## 育成医療給付

障がいを持っている,または抱えている疾患を放置すると将来的に障がいを残すと認められる場合に,それを治療するための医療が対象となります(最長で1年間認められます。世帯の所得に応じて自己負担額が発生します。)

問合せ先 障がい福祉課 ☎059-382-7626 FAX:059-382-7607

## 養育医療給付

出生時体重2,000g以下または生活力が特に薄弱な未熟児であるため医師が入院養育を必要と認めた場合,必要な医療費が給付されます(指定養育医療機関に限ります。世帯の所得に応じて自己負担額が発生します。)。詳しくは,健康づくり課にお問い合わせください。

## 産後ケア事業

出産後に体調不良や育児不安があり,ご家族などから十分な援助を受けられない方を対象に,専門的なアドバイスを受けられます(利用要件がありますので,健康づくり課までご相談ください。)

## 赤ちゃんの訪問

	新生児訪問(希望者予約制)	こんにちは赤ちゃん訪問	未熟児訪問
対象	生後28日以内の新生児のいる家庭	生後4か月までの乳児のいる家庭	出生時の体重が2,500g未満の乳児のいる家庭
内容	産婦の健康管理・母乳相談・新生児の育児に関する相談等	母子保健サービス・子育て事業の紹介,子育て情報の提供等	赤ちゃんの発育・病気の予防・子育てに関する相談等
訪問員	助産師等	こんにちは赤ちゃん訪問員	保健師等
訪問先	ご自宅や里帰り先等(市内に限ります。)		
申し込み方法	健康づくり課へ電話でお申し込みください。	対象の家庭には訪問月の前月に健康づくり課から黄色のハガキを郵送します。	低体重児出生連絡票を提出すると健康づくり課から保護者の方へ連絡します。

問合せ先 健康づくり課(保健センター内 子育て世代包括支援センター:西条5-118-3)  
☎059-382-2252 FAX:059-382-4187